

平成18年4月7日発行

* * * * *
*

担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン（第19号） *

* * * * *
*

< 第19号の主な話題 >

「担い手経営安定新法」の国会審議が本格化

- 衆議院農林水産委員会において審議が開始！ -

集落営農育成のための町単独事業を創設！

（福井県越前町、北陸農政局発）

品目横断的経営安定対策の導入に対応し、集落営農を法人化

（岡山県津山市、中国四国農政局発）

（岐阜県中津川市、東海農政局発）

「担い手経営安定新法」の国会審議が本格化

- 衆議院農林水産委員会において審議が開始！ -

昨年10月27日に決定した「経営所得安定対策等大綱」のうち、品目横断的経営安定対策の内容を法制化した、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案」（担い手経営安定新法）については、去る3月17日に衆議院本会議において趣旨説明・質疑、23日に衆議院農林水産委員会で提案理由説明が行われましたが、同委員会において、一昨日4月5日、第1回目の審議が行われました。

委員会は約6時間行われ、二田孝治議員、筒井信隆議員、荒井聡議員、黄川田徹議員、西博義議員、森山裕議員及び菅野哲雄議員の7名からの質問に対し、中川大臣や宮腰副大臣らが答弁しました。

今後、審議の状況や議場での具体的な質疑応答の内容など、皆様にご提供できる情報があれば、このメルマガに掲載していきたいと考えています。

担い手経営安定新法の条文などは、こちらを御覧ください。

<http://www.maff.go.jp/hourei/164jokai.html>

衆議院農林水産委員会における審議の様子は、衆議院のホームページから検索することができます。

<http://www.shugiintv.go.jp/jp/index.cfm>

< 地域の話題等 >

集落営農育成のための町単独事業を創設！

(福井県越前町、北陸農政局発)

福井県内の J A、市町村では、集落営農を中心とした担い手の育成・確保に向けて、専任担当者の設置や独自の補助事業、低利融資制度を創設する動きが随所に見られます。越前町においても、平成 19 年産から導入される品目横断的経営安定対策の対象となり得る集落営農組織の育成・確保を一層推進する観点から、国、県等の支援施策に加え、平成 18 年度から新たに集落営農組織の設立・レベルアップや耕作放棄地の解消等を目的とした町単独事業(「担い手支援事業」)が創設されることとなりました。

事業の概要

支援対象：集落営農組織の設立又はレベルアップに取り組む集落又は組織等

支援内容：集落営農組織の設立又はレベルアップを図るための研修会、先進地視察、座談会等に要した経費の一部を助成(1 集落又は 1 組織等当たり 20 万円を上限)

事業実施主体：「越前町担い手育成総合支援協議会」

事業実施期間：平成 18 年度及び 19 年度の 2 年間

予算額：3,400 千円(町と J A (J A 越前丹生) でそれぞれ 1 / 2 ずつ負担)

(注) 越前町は、旧越前町、織田町、朝日町、宮崎村が合併し平成 17 年 2 月 1 日に発足

・問い合わせ先：北陸農政局生産経営流通部経営課(TEL076-263-2161)

品目横断的経営安定対策の導入に対応し、集落営農を法人化

(岡山県津山市、中国四国農政局発)

岡山県北部の津山市堀坂地区において、本年 3 月に農事組合法人「アグリ堀坂」が設立されました。この法人は、組合員数 88 名、地区内水田面積約 40ha となる集落ぐるみ型の法人となっています。

県営の「経営体育成型ほ場整備事業」が平成 13 年度から実施されたことを契機に、任意の集落営農組織を立ち上げ、全作業受託による大豆の団地化栽培(約 8ha)、水稻全作業受託(約 4ha)、基幹作業受託(代かき約 3ha、田植約 5ha、収穫約 12ha)などに取り組んできました。

また、特に大豆については、平成 15 年から、経理の一元化や共同名義での出荷を行ってきたほか、補助事業の活用による高性能稲作用機械の整備、ミニライセンサーの建設など徐々に営農体制を整えてきました。

農業生産法人の設立がほ場整備事業の要件となっていたことや、品目横断的経営

安定対策が19年産から導入されることを受け、平成17年から18年にかけて法人化に向けた地域の話し合いが活発に行われ、平成18年3月5日に設立総会を開催しました。

この4月中に特定農業法人化することを目指し、現在、特定農用地利用規程の作成を進めており、併せて、水稻の作業受託拡大やブロックローテーションによる大豆生産を推進することとしています。

・問い合わせ先：「津山農業改良普及センター」(TEL0868-23-1516)

(岐阜県中津川市、東海農政局発)

岐阜県東部の中山間地域にある中津川市蛭川地区においては、品目横断的経営安定対策に対応するため、地域の農作業を受託してきた任意組織の「安弘見機械化営農組合」を「農事組合法人あびろみ」として法人化することとし、平成18年3月27日に設立総会が開催されました。

安弘見機械化営農組合は、ほ場整備の開始をきっかけとして、昭和53年に設立され、ほ場整備完了後は、機械の効率的な利用を図るため、地区全域から農作業を受託し、現在、水稻52ha、大豆22haの作業を全面的に請け負っています。

同組合では、平成16年春から法人化の検討が始められましたが、「経営所得安定対策等大綱」が決定されたこと、中津川市、JAひがしみの及び県が連携した「担い手育成支援チーム」による支援が行われたことにより、18年2月以降、蛭川地区において、集中的に集落座談会が開かれ、法人化への合意形成がなされました。

同地区は水田面積が平均8a/区画と狭いのが難点であり、今後、3～5年を掛けて、JAの農地保有合理化事業などを活用しながら、受託規模の拡大、水田の集約化を目指すこととしています。

現在、他の地区においても、地域の農作業受託組織等の法人化に向けた話し合いが進められており、同地区のような取組が、県下全域へ波及していくことが期待されます。

・問い合わせ先：東海農政局担い手相談窓口(TEL052-201-7271)

< 編集後記 >

今号は、地域の話題等のコーナーで、新たな集落営農への取り組みを2件ご紹介しました。性別や年齢、性格などが異なる方たちが一つにまとまるには、まず何より、地域での話し合いを重ねることが大切だということを改めて感じました。

品目横断的経営安定対策の導入に向けた現地での説明会や意見交換会等の回数は、日本全国で5,000回を超えています。これからも引き続き、なるべく多くの農業者の方に対策の対象となっていただくよう、私たちも全力でサポートしていきますので、ともに手を携えて頑張りましょう！

今週からいよいよ新年度が始まりました！春は出会いと別れの季節といいますが、年度が替わると周りの環境もガラッと変わって、慣れない環境にまだ戸惑っているという方もおられると思いますが、明るく楽しく頑張りましょう！

当メルマガでは、皆様に活用されるメルマガを目指し、担い手育成活動の優良事例等を紹介していきます。皆様の地域での事例、ご意見、メルマガの感想等を下記アドレスまでお寄せください。

電子出版：担い手育成・品目横断的経営安定対策推進メールマガジン

発行日　：随時発行（週1回程度）

発行元　：農林水産省　経営局　経営政策課

お問い合わせ先の電子メールアドレス： keiei_seisaku@nm.maff.go.jp

このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから。

<http://www.maff.go.jp/ninaite/mailmagazine.html>

農林水産省担い手ホームページもご覧ください！

～担い手への支援策、認定農業者数等、担い手情報満載！！～

<http://www.maff.go.jp/ninaite/>